

Q8 近所の公園を清掃したいのですが、市の支援はありますか？

市では、「鹿嶋市公園美化ボランティア制度」を定め、区・自治会、地域住民、事業所等が主体となってボランティアで行う公園などの美化活動に対して、以下のとおり支援しています。なお、支援を受けるに当たっては、事前に市との協定を結ぶ必要がありますので、施設管理課にご相談ください。

1 支援内容

- (1) 美化活動に必要な物品や用具等の貸与
- (2) 美化団体が収集した空き缶やごみ・除草などの処理
- (3) 美化団体名など表示看板の設置（希望する場合）
- (4) 「公園管理報奨金」の交付

20円／m² × 2回／年 × 面積

※上限120,000円

※250m²未満については10,000円

2 対象

鹿嶋市が管理する公園・広場など

3 美化ボランティア団体の資格・条件

- (1) 美化活動を2回／年以上実施し、2年以上継続すること。
- (2) 本制度の趣旨に賛同し、公園などの愛護活動に意欲的な団体であること。

4 活動内容

- (1) 空き缶や吸殻などの散乱ごみの収集
- (2) 除草及び低樹木の刈り込みなど
- (3) 花壇づくり
- (4) 施設の不具合などの情報の提供

【問合せ先】

施設管理課

内線 424・421